

平成18年田村市議会12月定例会会議録

(第1号)

○会 議 月 日 平成18年12月5日(火曜日)

○出 席 議 員 (26名)

議 長	宗 像 公 一		
1 番	樽 井 義 忠 議 員	2 番	大和田 博 議 員
3 番	菊 地 武 司 議 員	4 番	遠 藤 正 徳 議 員
5 番	橋 本 賢 議 員	6 番	先 崎 温 容 議 員
7 番	菅 野 善 一 議 員	8 番	白 石 治 平 議 員
9 番	吉 田 豊 議 員	10 番	長谷川 元 行 議 員
11 番	半 谷 理 孝 議 員	12 番	柳 沼 博 議 員
13 番	橋 本 紀 一 議 員	14 番	石 井 市 郎 議 員
15 番	佐久間 金 洋 議 員	16 番	猪 瀬 明 議 員
17 番	松 本 熊 吉 議 員	18 番	橋 本 文 雄 議 員
19 番	村 越 崇 行 議 員	20 番	佐 藤 忠 議 員
21 番	箭 内 仁 一 議 員	22 番	秋 元 正 登 議 員
23 番	安 藤 嘉 一 議 員	24 番	石 井 忠 治 議 員
25 番	本 田 仁 一 議 員		

○欠 席 議 員 (な し)

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	富 塚 宥 暲	助 役	鹿 俣 潔
収 入 役	村 上 正 夫	総 務 部 長	相 良 昭 一
企画調整部長	郡 司 健 一	生活福祉部長 兼福祉事務所長	秋 元 正 信
産業建設部長	塚 原 正	滝根行政局長	青 木 邦 友
大越行政局長	吉 田 良 一	都路行政局長	新 田 正

常葉行政局長	白石幸男	船引行政局長	佐藤輝男
総務部参事 兼総務課長	佐藤健吉	総務部財政課長	助川弘道
企画調整部 参事兼観光交流課長	白土哲二	生活福祉部 参事兼保健課長	加藤与市
産業建設部 参事兼産業課長	坂本謹威知	出納室長	佐藤長
教育委員会 委員長	渡辺徹	教育委員会 教育長	白岩正信
教育委員会 教育次長	宗像泰司	教育委員会 参事兼生涯学習課長	堀越則夫
選挙管理委員会 事務局長	佐藤健吉	代表監査委員	武田義夫
監査委員事務局長	渡辺新一	農業委員会事務局長 兼総務課長	根本徳位
水道事業所長	助川俊光		

○事務局出席職員職氏名

事務局長	白石喜一	総務課長	渡辺新一
主任主査	斎藤忠一	主事	渡辺誠

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 請願第 2 号の取り下げについて
- 日程第 5 請願第 3 号の取り下げについて
- 日程第 6 議案第 1 1 7 号 田村市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 1 1 8 号 田村市工場立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 1 1 9 号 田村市総合計画の基本構想について
- 日程第 9 議案第 1 2 0 号 指定金融機関の指定について
- 日程第 1 0 議案第 1 2 1 号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置について

- 日程第11 議案第122号 分収造林契約の変更について
- 日程第12 議案第123号 郡山地方広域消防組合理約の変更について
- 日程第13 議案第124号 平成18年度田村市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第14 議案第125号 平成18年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第126号 平成18年度田村市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第127号 平成18年度田村市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第128号 平成18年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第18 議案第129号 平成18年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 議案第130号 平成18年度田村市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第131号 平成18年度田村市診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第132号 平成18年度田村市水道事業会計補正予算（第3号）について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（宗像公一） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は26名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまより平成18年田村市議会12月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した議事日程（第1号）のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宗像公一） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第80条の規定により、会議録署名議員に7番菅野善一君、8番白石治平君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（宗像公一） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員会において協議をしておりますので、その結果について議会運営委員長より報告を求めることにいたします。

議会運営委員長先崎温容君。先崎議会運営委員長。

（議会運営委員長 先崎温容 登壇）

○議会運営委員長（先崎温容） 去る12月1日、議会運営委員会を開催いたしましたので、議会運営委員会の協議の結果について御報告申し上げます。

会期は、12月5日から15日までの11日間といたします。

第1日、本日はこの後諸般の報告を終えた後、請願第2号及び第3号の取り下げについて審議を行います。次に、議案第117号から議案第132号までを一括上程し、それぞれ市長から提案理由の説明を求め、散会する予定であります。

第2日と第3日は議案調査のため休会とし、第4日及び第7日に一般質問を行います。一般質問は、通告の順序により第4日に5人、第7日に2人、計7人が行います。

第8日は、議案第117号から議案第132号に対する質疑を終えた後、議案陳情の常任委員会付託を行い、散会する予定であります。

第8日の本会議終了後及び第9日を、各常任委員会の審査日といたします。

第10日は、議事整理のため休会といたします。

第11日の最終日は、付託議案の委員会審査結果報告を行い、それぞれ議案等を審議し、閉会する予定であります。

以上で報告を終わります。

○議長（宗像公一） ただいま議会運営委員長から報告がありました。

議会運営委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本定例会の会期等については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期等につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、本日より12月15日までの11日間とすることに決しました。

日程第3 諸般の報告

○議長(宗像公一) 日程第3、諸般の報告を行います。

議会事務局長に報告いたさせます。白石議会事務局長。

○議会事務局長(白石喜一) 諸般の報告を3件申し上げます。

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、平成18年8月分、9月分、10月分の例月出納検査の結果について監査委員から議長に対し報告書の提出がありましたので、その写しを配付させていただきました。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、議案説明のための出席者は別紙お手元に配付のとおりであります。

次に、陳情の受理についてであります。別紙お手元に配付の陳情文書表のとおり、陳情2件が議長に提出されております。また、郵送による陳情2件が議長あて提出されておりますので、配付をさせていただきました。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4 請願第2号の取り下げについて

○議長(宗像公一) 日程第4、請願第2号の取り下げについてを議題といたします。

平成18年9月4日に提出されました請願第2号 平成19年度箱施用いもち病防除剤の経費の一部助成についての請願は、産業建設常任委員会に付託され継続審査となっております。お手元に配付のとおり、請願者たむら農業協同組合代表理事組合長、安藤善凱外9名より請願の取り下げ願が提出されました。

委員会に付託された請願の取り下げについては、議会の承認が必要となります。

お諮りいたします。

本件請願の取り下げについて、これを承認したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本件請願の取り下げについては承認することに決定いたしました。
-

日程第5 請願第3号の取り下げについて

- 議長(宗像公一) 日程第5、請願第3号の取り下げについてを議題といたします。

平成18年9月5日に提出されました、請願第3号 水稻共同防除事業の継続に関する請願については、産業建設常任委員会に付託され継続審査となっておりますが、お手元に配付のとおり、請願者滝根町病害虫防除団副団長、勝沼義友外3名より請願の取り下げ願が提出されました。

お諮りいたします。

本件請願の取り下げについて、これを承認したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本件請願の取り下げについては承認することに決定いたしました。
-

日程第6 議案第117号から日程第21 議案第132号まで

- 議長(宗像公一) 日程第6、議案第117号 田村市行政手続条例の一部を改正する条例についてから、日程第21、議案第132号 平成18年度田村市水道事業会計補正予算(第3号)についてまでの16件を一括上程いたします。

この際、職員をしての議案の朗読は省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。富塚市長

- 市長(富塚有暉) 平成18年田村市議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも御多用のところ御出席を賜り、まことにありがたく厚く御礼申し上げます。

初めに、戸籍事務電算化について申し上げます。

田村市では法務省の指導により、平成17年度から2カ年計画で合併市町村補助金を活用して戸籍事務の電算化を進めてまいりましたが、平成19年2月5日から稼働する運びとなりました。戸籍事務が電算化されますと、市民の皆様は市内のどこの行政局でも、また船

引駅内の田村市船引コミュニティープラザにおいても戸籍の謄本・抄本の交付が速やかに受けられることとなりますので、窓口サービスの向上に寄与できるものと大変期待しております。

次に、地域安全ステーションの開所について申し上げます。

地域安全ステーションの設置につきましては、田村市議会9月定例会においても申し上げましたが、田村市の安全・安心の活動拠点として、船引駅内の田村市船引コミュニティープラザの一角に設置いたし、三春・小野両警察署長様を初め、議会議員の皆様、さらには防犯関係団体等の皆様とともに11月20日に開所式を行い、危機管理の経験を持つ自衛隊OB2名を嘱託パトロール員として採用し、その活動を開始いたしたところであります。

この地域安全ステーションは、嘱託パトロール員を田村市が独自に常勤雇用するほかに、三春警察署船引幹部交番所から定期的に立ち寄るなど、県内自治体の取り組みとしては珍しい方法として、各方面から注目をいただいているところであります。今後はパトロール活動を通じて子供たちの登下校時の安全確保や、ごみの不法投棄防止監視活動などに成果が上がるよう積極的に取り組んでまいり所存であります。

次に、福島交通路線バスの継続運行について申し上げます。

船引駅を起点とする大段田和線、移線、長外路経由移線の3路線につきまして、福島交通では船引町商工会が乗り合いタクシー「らくらくタクシー」を運行したことにより利用者の減少が見込まれることから、平成19年4月までに廃止の申し出をいたしておりました。田村市といたしましては、この3路線は当然廃止になるものと考え、通勤・通学などに不便を来さないよう対応策を進めてきたところでありますが、このほど福島県生活交通対策県中地方協議会において、福島交通側から利用者の減少が見られないことから運行継続の意向が示されましたので、福島交通と協議を行ないまして従来どおり移方面への3路線の運行が継続することとなりましたので御報告を申し上げます。

次に、平成18年9月26日・27日の集中豪雨及び10月5日から7日の低気圧に伴う災害の状況について申し上げます。

田村市の被害状況につきましては、農林及び土木施設の117カ所で、被害見込総額は約7,360万円となっております。この被害の内訳といたしましては、補助災害復旧分として農地・農道・用排水路・ため池の農業用施設が19カ所で4,100万円、林道施設3カ所で約960万円であります。また田村市単独復旧分といたしまして、農業用施設51カ所で約1,310万円、林業施設14カ所で約180万円、土木施設では市道30カ所で約800万円で、合計95カ所、

約2,300万円であります。

田村市といたしましては、これら災害箇所への復旧につきまして、市民生活に著しい障害を及ぼしている箇所を優先に速やかな復旧を図り、安全な通行と日常生活の安寧を確保いたしたところであります。それ以外の補助災害復旧分等につきましては予算措置をいたし、年度内復旧に努めてまいり所存であります。

次に、平成18年度の会計検査院実地検査の結果について申し上げます。

田村市における各種国庫補助事業等について会計検査院の実地検査を受検しましたところ、中山間地域等直接支払交付金及び農地情報管理システム整備事業補助金、並びに国民健康保険のレセプト点検特別調整交付金につきまして、一部交付要件に合致しないとの指摘を受けたところであります。このほど会計検査院から講評がありまして、これら指摘事項に係る交付金・補助金1,078万9,549円につきまして返還すべきものとされましたことから、その返還の事務処理の措置をいたしました。今後は再発防止に向けて事務事業の適正な執行に努めてまいります。

合併以来1年10カ月が経過いたしました。間もなく新しい年を迎えようとしております。この間、議員の皆様には本年5月から新たな田村市議会議員として田村市議会の組織編制を初め、多くの条例、予算の審議及び決算認定、さらには市政全般にわたっての御提言などに多大な御尽力を賜り、ほぼ順調に推移いたしておりますことに対し、心から厚く御礼申し上げます。

私も、市民皆様から温かい御支援、御支持をいただきまして、市長就任以来、六つの重点施策を議会皆様の御理解のもと進めてまいりましたが、平成18年度に計画いたしました各種事務事業につきましては、年度内完成を指示いたしたところであります。しかしながら、いまだ解決すべき課題が数多くありますが、新年度の予算編成に当たりましては早期の対応を指示したところであり、現在、予算編成作業を行っているところであります。大変厳しい財政状況の中ではありますが、新市建設計画を基本として創意と工夫を凝らし、「あぶくまの人・郷・夢を育むまち～はつらつ高原都市 田村市～」の実現に向けて努力してまいり所存であります。

それでは、議案の大要について申し上げます。

初めに、議案第117号 田村市行政手続条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、行政手続法が政省令などの命令等を定める際に、広く一般の意見や情報を求め

る手続などを定めることによって、行政運営のさらなる公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に一部改正され、平成17年6月29日に公布されました。意見公募手続、いわゆるパブリックコメントに関し、この法律の規定する手続をすべての命令等に適用することは適当でないことから、一定のものについては適用除外とするなどの規定が整備されたことに伴う改正であります。

次に、議案第118号 田村市工場立地促進条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、田村市工場立地促進条例の対象とする工場の範囲に、「市長が本市の産業振興のために必要と認めるもの」を加え誘致促進を図るため、業種の範囲を拡大しようとするものであります。奨励金の交付要件につきましては用地の取得のみでありましたが、借地を加え、事業用定期借地制度及び間接リース制度などが該当することとし、さらに奨励金の交付期間を3カ年から、工場を新設した場合には10カ年、増設は3カ年交付することとし、田村市への企業進出及び立地を促し、産業の振興及び雇用の拡大を積極的に推進しようとするものであります。

次に、議案第119号 田村市総合計画の基本構想について御説明申し上げます。

本案は急速に進む少子高齢化と人口の減少、産業構造の高度化や経済の長期低迷による雇用環境の悪化、生活の質や環境への関心の高まりによるライフスタイルの多様化、地方分権の推進により求められる地方自治体の自立的発展など、大きく変わりつつある社会経済状況に適切に対応するとともに、クラスター方式をまちづくりの基本理念とする本市のあるべき将来像を描き、総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものであります。

基本構想につきましては、計画期間を平成19年度から平成33年度までの15年間とし、まちづくりの基本理念及び将来像には新市建設計画に位置づけられた「あぶくまの人・郷・夢を育むまち～はつらつ高原都市 田村市～」を踏襲するとともに、その具現化に向け「地域を活かす産業の振興」、「健康づくりと福祉の充実」、「未来を担うひとづくり」、「快適な生活環境の整備」、「市民参加の郷づくり・まちづくり」、「行財政改革の推進」の六つの柱を基本方針に掲げ、地域の個性を高めながら調和と均衡ある市勢の進展を図るために策定するものであります。

なお、基本構想に定めた将来像や施策の大綱を実現するための手段や方向性を示す基本計画につきましては、全体の15年間のうち平成19年度から平成26年度までの8年間と、平成27年度以降の7年間の前期・後期に計画期間を分けることとしております。

しかし、基本構想とあわせて策定する前期の基本計画には、行政分野ごとの計画に加え、施策ごとに目標となる指標を掲げたほか、まちづくりをリードする重点プロジェクトや旧5町村ごとの地域別将来像を盛り込むなど、本市最初の総合計画として特色ある計画づくりに努めてまいりました。本計画につきましては総合計画審議会に10月27日に諮問申し上げ、慎重な御審議を賜る中、11月27日に御答申を賜りましたことから、田村市庁議において田村市総合計画を決定いたしましたので、基本構想につきまして地方自治法第2条第4項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第120号 指定金融機関の指定について御説明申し上げます。

本案は、田村市の指定金融機関につきまして、現在、株式会社東邦銀行を指定しておりますが、平成19年3月31日をもって指定期間が満了いたしますことから、総合的な見地から平成19年4月1日以降の指定金融機関として、田村市船引町船引字南町通160番地、たむら農業協同組合を指定するため、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第121号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置について御説明申し上げます。

本案は、本年6月に成立した医療制度改革法に基づき老人保健制度が廃止され、75歳以上の後期高齢者を対象とする後期高齢者医療制度が創設されることとなっております。つきましては、この後期高齢者医療制度の事務処理をするため、都道府県単位にすべての市町村を構成市町村とする広域連合を設置するため、福島県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会が設置され、運営に必要な規約・予算等について検討が重ねられてきた結果、平成19年2月1日から規約を定め、福島県後期高齢者医療広域連合を設置することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第122号 分収造林契約の変更について御説明申し上げます。

本案は、田村市都路町地内の18.45ヘクタールの森林について、社団法人福島県林業公社との分収造林契約につきまして、木材価格の長期低迷や造林経費の増大など、経営環境の著しい悪化により適正な森林整備の実行確保が危ぶまれ、林業公社自体の経営上からも林業公社の改革が示されましたことからやむを得ないものと判断いたし、契約を変更しようとするものであります。変更の内容であります。地上権の存続期間を61年から91年間とし、また林業公社と田村市の共有持ち分割合及び分収割合60対40を90対10とし、田村市の持ち分及び分収益30%相当を林業公社に譲渡するものであります。

次に、議案第123号 郡山地方広域消防組合規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、郡山地方広域消防組合規約の変更について、郡山地方広域消防組合管理者より地方自治法第286条第2項の規定により協議がありましたので、異議がない旨議会の議決を求めるものであります。変更の内容につきましては、現行の分担金の負担割合は、地方交付税法の規定による消防費に係る基準財政需要額によって案分した割合と定められておりますが、国の三位一体の改革等に伴い、普通交付税の基準財政需要額が引き下げられていることなどから現行の負担方法を見直しいたし、構成市町ごとに人口割40%、署所数割、いわゆる消防署・分遣所・分署の数割10%、職員数割50%の割合に変更するものであります。

次に、議案第124号 平成18年度田村市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から897万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207億754万7,000円にしようとするものであります。債務負担行為の補正は、来年4月に行われます参議院議員補欠選挙の公営ポスター掲示場管理撤去委託契約を平成18年度中に締結する必要があることから新たに追加するほか、田村広域行政組合が行っておりますごみ処理施設建設に係る平成17年度借入金の確定などによる変更であります。

地方債の補正は、9月26日から27日まで、及び10月5日から7日の豪雨・長雨により被害のあった農林業施設災害復旧債の追加及び合併特例債事業、辺地対策事業の事業費確定などに伴う変更であります。

歳入の主なものについて申し上げます。

分担金及び負担金につきましては、豪雨により被災した農地の災害復旧事業費の受益者分担金であります。

使用料及び手数料は、「老人憩いの家針湯荘」の利用者増による追加であります。

国庫支出金の追加は、障害者地域生活支援事業費等補助金、運動公園整備事業に対するまちづくり交付金が主なものであります。

県支出金につきましては、経営体育成促進事業補助金などが減額になりますが、核燃料税補助金、農地・林道施設災害復旧事業補助金、参議院議員補欠選挙委託金が追加になるものであります。

財産収入は、常葉地区市有間伐材売却収入であります。

寄附金につきましては、田村市船引町大久保幸子様、並びに泉崎村の創作舞踊芳泉流家

元小松芳泉様から御寄附がありましたので、一般寄附金及び教育費寄附金として計上いたしました。

諸収入の追加につきましては、コミュニティ助成事業助成金及び雑入の追加であります。

市債につきましては、地方債の補正で申し上げましたように、災害復旧債を追加いたしますが、合併特例債事業、辺地対策事業などの事業費確定、さらには公有林整備事業借換債の借入額変更に伴い減額するものであります。

歳出の主な内容について申し上げます。

議会費につきましては、議員報酬費などを減額し、特別委員会研修費を追加いたしました。

総務費は郵便料、防犯灯電気料を追加し、広報発行費、電子計算システム委託料などを減額いたしました。また会計検査院実地検査による中山間地域等直接支払い交付金及び農地情報管理システム整備事業補助金に係る国県支出返還金、さらには来年4月に行われます参議院議員補欠選挙費を追加いたしました。

民生費につきましては、介護保険特別会計繰出金、憩いの家針湯荘運営費、ひとり親家庭の医療費給付事業費を追加いたしました。

衛生費は、乳幼児医療給付事業費及び住民健康診査費などを追加し、田村広域行政組合負担金及び簡易水道事業特別会計繰出金、水道事業会計出資金を減額いたしました。

農林水産業費につきましては、各種農業振興事業や県営農業農村整備事業などの事業費確定に伴い減額いたしました。

商工費は、あぶくま洞安全対策事業費の確定及び国際姉妹都市来訪団の訪問延期により減額いたしました。

土木費につきましては、道路維持費及び道路新設改良費、橋りょう維持費、市営住宅の修繕料などを追加いたしました。

教育費につきましては、小・中学校の電気料、暖房用燃料費、小学校校舎耐震診断委託料、さらには公民館費にコミュニティ助成事業費を追加いたしましたが、公民館及び図書館の空調設備工事費の請け差を減額したことなどにより、教育費全体では減額となりました。

災害復旧費につきましては、豪雨による農業災害58カ所、林業災害13カ所の復旧事業費を計上いたしました。

公債費は、公有林整備事業債償還金を減額するものであります。

諸支出金は、特別導入事業基金に積み立てを行うためのものです。

次に、議案第125号 平成18年度田村市国民健康保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に818万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,712万6,000円にしようとするものであります。

歳入の主なものにつきましては、療養諸費等の伸びに伴い、国庫支出金、療養給付費等交付金を追加いたしました。

歳出の主なものにおきましては、保険給付費で療養費の伸びに伴う療養諸費、高額療養費、出産育児一時金をそれぞれ追加いたしました。また諸支出金では、会計検査院実地検査による国民健康保険のレセプト点検特別調整交付金に係る国県支出返還金及び国保税還付金を追加し、予備費を減額いたしました。

次に、議案第126号 平成18年度田村市老人保健特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に1,064万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,067万8,000円にしようとするものであります。

歳入の主なものにつきましては、医療費の増が見込まれることから、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金をそれぞれ追加いたしました。

歳出につきましては、高額医療費償還払を追加いたしました。

次に、議案第127号 平成18年度田村市介護保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に1億5,867万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,094万3,000円にしようとするものであります。

歳入につきましては、保険給付費の伸びによるもので、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金をそれぞれの負担割合に応じて追加いたしました。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費における介護保険制度改正の影響による各項目間の給付見込額の更正を行うとともに、予備費を減額いたします。

次に、議案第128号 平成18年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から455万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,651万1,000円にしようとするものであります。地方債の補

正は、大滝根川流域下水道工事等の変更によるものであります。

歳入につきましては、公債費等の繰入金及び簡易水道事業債を減額し、大滝根川流域下水道工事等に伴う水道管布設がえ補償費の諸収入を追加いたしました。

歳出につきましては、消費税確定による公課費及び大滝根川流域下水道工事費等の変更に伴う事業費を減額するとともに、予備費を追加いたしました。

次に、議案第129号 平成18年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に1,502万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,150万2,000円にしようとするものであります。

歳入の主な内容としては、入水鍾乳洞、加工場、あぶくま洞、レストハウス等の観光事業収入を追加いたします。

歳出の主なものでは、観光振興公社に対する指定管理委託料が、あぶくまの天然水の売り上げなどの増により追加するとともに、備品購入費など精査により減額をし、予備費を追加いたしました。

次に、議案第130号 平成18年度田村市公共下水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から90万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,830万8,000円にしようとするものであります。地方債の補正は、流域下水道事業債、特定環境保全公共下水道事業債、公共下水道事業債を精査したことによる変更であります。

歳入においては、地方債の補正で申し上げましたとおり、市債を追加し、分担金及び負担金の受益者負担金を減額いたします。

歳出では、公共下水道建設費を減額いたします。

次に、議案第131号 平成18年度田村市診療所事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算額の総額を変えずに、歳出予算の補正をしようとするものであります。

総務費、医業費を追加し、予備費を減額いたします。

次に、議案第132号 平成18年度田村市水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

予算第2条に定めた業務の予定量につきましては、本年度上半期の使用実績に基づき算定し、年間の総給水量等を上方修正いたします。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出であります。収入支出とも55万2,000円減額し、その総額を3億7,948万8,000円にしようとするものであります。

収入の営業収益619万3,000円の追加の主なもの、給水収益、いわゆる水道使用料などであります。また営業外収益674万5,000円の減額は、他会計補助金であります。支出の営業費用55万2,000円の減額の主なもの、原水及び浄水費で、燃料費や修繕料であります。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出であります。収入につきましては1,702万2,000円を追加し、総額で2億1,421万8,000円にしようとするものであります。内訳といたしましては、企業債で1,230万円、負担金で472万2,000円を追加しようとするものであります。支出につきましては1,329万9,000円を追加し、総額で3億6,549万9,000円にしようとするものであります。内訳といたしましては、建設改良費の原水配水設備費で、設計委託料や工事費の増額であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億5,128万1,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものであります。

以上、本定例会に御提案申し上げました議案の概要について御説明申し上げましたが、細部につきましては必要に応じ関係部長等より御説明いたさせます。

慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（宗像公一） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長（宗像公一） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

どうも御苦勞さまでございました

午前10時39分 散会

